

令和元年5月7日

国税庁次長 殿

農林水産省消費・安全局長 殿

各 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 殿

消費者庁次長

(公印省略)

「食品表示基準について」の一部改正について

今般、元号を改める政令（平成31年政令第143号）が施行され、元号が「令和」に改められました。

これを踏まえ、食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）の解釈を明確化すべきと判断した点について、別紙新旧対照表のとおり「食品表示基準について（平成27年3月30日消食表第139号）」を一部改正しましたので、関係者に対する周知をお願いします。